

香川県立香川西部支援学校部活動に係る活動方針

趣旨

生徒の競技力の向上を図り、自らの可能性を見出すとともに、スポーツを通して積極的に社会参加し、生涯を通して運動に親しむ技術や体力、態度を育成するため、運動の部活動を行う。

1 目的

- (1) 生徒の自主的・自発的な参加により、各競技の技能や知識の向上をめざす。
- (2) スポーツに親しみ、積極的に社会に参加する態度や社会性・マナーを身につける。
- (3) 部活動を通して、責任感や連帯感を養成する。

2 運営について

- (1) ソフトボール・水泳・陸上・卓球の競技種目の活動を行う。
- (2) 個々の生徒の個性を把握し理解して、健康・安全に十分配慮して適切に支援する。
- (3) 練習方法や活動内容を工夫して、休養日や活動時間を適切に設定して指導する。
- (4) 各種目の活動は別途練習計画によって行う。

3 対象生徒

- (1) 学校生活を良好に行える者とする。
- (2) スクールバスを利用せず、自立通学の練習をしているか、自立通学をしている者とする。
- (3) 原則として、活動内容の理解ができ、競技や安全面のルールを守って活動ができる者とする。
- (4) 上記(1)(2)(3)以外で入部を希望する場合は、所属部と所属学年団で協議した後、部活動委員会に諮り、入部の可否を決定する。

4 練習について

- (1) 各種目の練習計画に沿って行い、必要に応じて週末及び長期休業中の練習を行う。
- (2) 平常授業日は、原則水曜日を休養日とする。
- (3) 原則15:10～16:50を練習時間とするが、日没時間、通学距離などを考慮して対応する。

5 安全管理・事故防止について

- (1) 使用する施設や設備、器具、用具等を常に点検して、事故防止に努める。
- (2) 休憩や水分補給等をこまめに行い、熱中症対策やけが防止に努める。
- (3) 部員全員の交通手段を把握して、下校時の安全管理に十分留意する。
- (4) 事故発生時には、学校の危機管理マニュアルに従い、初期対応や救急対応を行う。
- (5) 活動中の事故については日本スポーツ振興センター法の適応を受ける。